

# 稚内市森林整備計画書 (変更)

計画期間 [ 自 平成28年 4月 1日  
至 平成38年 3月 31日 ]

(平成30年3月30日変更)

北 海 道  
稚 内 市

(変更の理由)

地域森林計画に適合させる為の変更

「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在」に係る森林の区域の追加のため  
「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に係る各種ゾーンの設定の変更のため  
「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項」に係る区域の追加のため  
「作業路網の整備に関する事項」に係る基幹路網の整備計画の追加及び変更のため  
「森林の保護に関する事項」の変更のため

(変更の内容)

「人工造林に関する事項」に係るコンテナ苗の活用等の追加  
「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在」に係る森林の区域の追加  
「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に係る各種ゾーンの設定の変更  
「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項」に係る区域の追加  
「作業路網の整備に関する事項」に係る基幹路網の整備計画の追加  
「森林の保護に関する事項」の変更  
文章記載中の森林面積等の更新  
文章記載中の文言の訂正  
林小班の分割及び統合等による番号や面積の変更に伴う別表 1 及び別表 2 の修正

(変更計画が有効となる年月日)

平成 30 年 4 月 1 日

はじめに（まえがき）

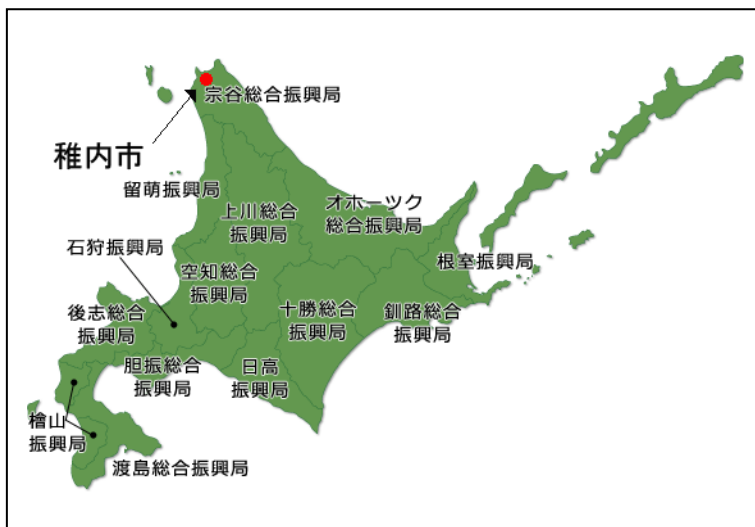
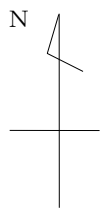
稚内市森林整備計画（以下「本計画」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の5第1項の規定に基づき、北海道がたてる宗谷地域森林計画（平成27年12月樹立、平成28年4月1日始期）の対象とする市内の民有林（国有林以外の森林）について、法第10条の5第2項各号及び同第3項各号に定める事項について、宗谷地域森林計画に適合して5年ごとに10年を1期と作成する「稚内市の森林・林業のマスタープラン」であり、地域住民や森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）に対して、稚内市の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業の方向を示すものであり、本計画に従って森林所有者等が森林の施業及び保護を実施するための規範となるものです。

また、森林所有者等が提出する伐採及び伐採後の造林の届出の受理審査、受理後の指導及び変更、遵守、中止命令等や森林経営計画の認定基準となるものです。

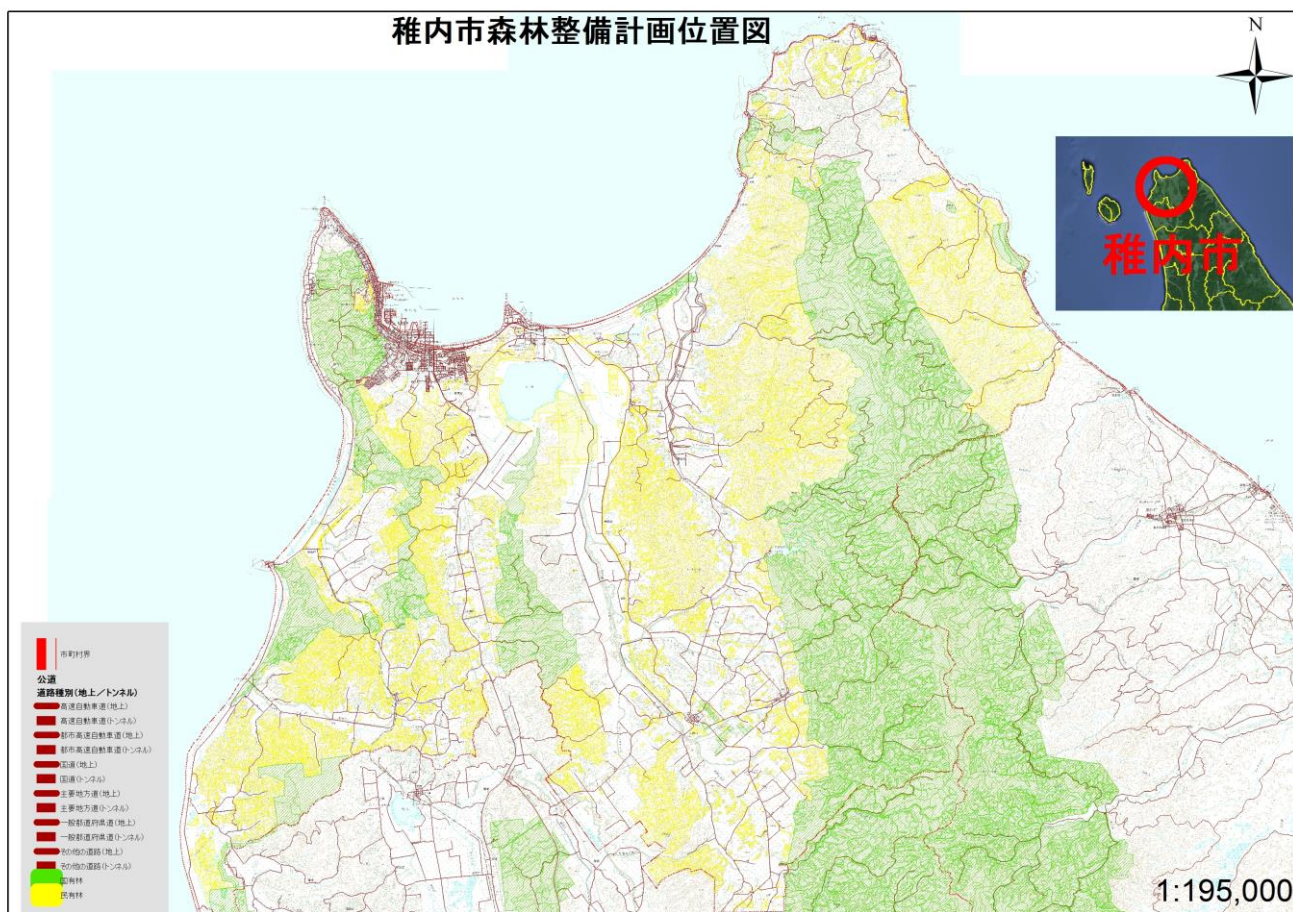
平成28年3月

稚内市長 工 藤 広

# 市町村位置図



## 稚内市森林整備計画位置図



# 目 次

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 . . . . . 1
- 2 森林整備の基本方針 . . . . . 2
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 . . . . . 4

## II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢 . . . . . 5
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 . . . . . 5
  - 3 その他必要な事項 . . . . . 6
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項 . . . . . 8
  - 2 天然更新に関する事項 . . . . . 10
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 . . . . . 13
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 . . . . . 15
  - 5 その他必要な事項 . . . . . 15
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法  
その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 . . . . . 16
  - 2 保育の種類別の標準的な方法 . . . . . 16
  - 3 その他必要な事項 . . . . . 17
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . 18
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき  
森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . . . 19
  - 3 その他必要な事項 . . . . . 19
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 . 22
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進  
するための方策 . . . . . 22
  - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 . . . . . 22
  - 4 その他必要な事項 . . . . . 22
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
  - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 . . . . . 23
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 . . . . . 23
  - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 . . . . . 23
  - 4 その他必要な事項 . . . . . 23

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・・・ 24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・・・ 25
3	作業路網の整備に関する事項	・・・ 25
4	その他必要な事項	・・・ 26

第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・・・ 27
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・・・ 27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・・・ 27

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・・・ 28
2	その他必要な事項	・・・ 28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・・・ 29
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	・・・ 29
3	林野火災の予防の方法	・・・ 29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・ 29
5	その他必要な事項	・・・ 30

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	・・・ 31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・・・ 31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・ 31
4	その他必要な事項	・・・ 31

### Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	・・・ 32
2	生活環境の整備に関する事項	・・・ 32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・ 32
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・・・ 32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・・・ 33
6	その他必要な事項	・・・ 33

#### 別表1

公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進を図る森林の区域	・・・ 34
--------------------------------	--------

#### 別表2

公益的機能別施業森林における森林施業の方法	・・・ 37
-----------------------	--------